



## 長野県環境影響評価条例に基づく事後調査報告書に対して、環境保全の見地からの御意見をお寄せください

令和5年度の調査結果についてとりまとめた事後調査報告書の内容について、環境保全の見地からの意見を令和6年8月19日(月)まで受け付けます。

なお、提出された意見について、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

### 事後調査報告書が提出された事業

7事業(別紙のとおり)

### 事後調査報告書の縦覧期間等

期間	令和6年7月18日(木)から令和6年8月19日(月)まで (土・日曜日及び祝日を除きます。)
時間	午前8時30分から午後5時15分まで
場所	別紙のとおり

また、県のホームページでも事後調査報告書の内容をご覧になれます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/tetsuzukichu/index.html>

### 環境保全の見地からの意見の提出方法等

提出先	〒380-8570(県庁専用郵便番号であり所在地の記載は省略できます。) 環境部環境政策課環境審査係 ファックス:026-235-7491 ながの電子申請サービス <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=45315">https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=45315</a>
提出期限	令和6年8月19日(月)まで
提出方法	氏名、住所、事後調査報告書の名称及び意見を日本語により記載の上、上記提出先に郵送、持参、ファックス又はながの電子申請サービスで提出(意見書の形式については、参考様式を参照ください。)
意見の取扱い	いただいた御意見に配慮の上、必要に応じて、環境保全の措置を講ずるよう事業者に求めます。 ※いただいた個人情報は、他の目的には使用しません。

### 【参考】

#### ○事後調査とは

環境影響評価は事業の着手前に実施するため、その予測結果や環境保全措置の効果は不確実性を有しています。このため、事業者は、工事中及び供用後の実際の環境の状況や環境保全措置の効果等を把握するため、事業着手後に事後調査計画に基づき調査を行い、その結果を事後調査報告書として取りまとめます。事後調査の結果、必要に応じて、事業者は環境保全措置や事業内容の見直しを行うこととなります。

くらしの足元、ふと見つめ直す。  
そこからはじまる暮らしの  
ゼロカーボンシフト「くらしふと」

くらしふと信州 | WEBサイトはこちら

#### (問合せ先)

担当 環境政策課環境審査係 塩入、伊東

電話 026-235-7163(直通)

026-232-0111(代表)内線 2782

FAX 026-235-7491

e-mail [kankyo@pref.nagano.lg.jp](mailto:kankyo@pref.nagano.lg.jp)

# 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）のの流れ

